

\*\*\*\*\* ◇◆ 目次 ◆◆ \*\*\*\*\*

1. 【注目情報】ご注意！携帯電話やスマートフォンのトラブル
2. 【製品危害情報】携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」の自主回収
3. 中央省庁からの新着情報
4. アイネスからのお知らせ

---

■ 【注目情報】ご注意！携帯電話やスマートフォンのトラブル

---

入学、進級や就職のこの春、携帯電話、スマートフォンやパソコンを自分用やお子様向けに購入された方も多いと思います。

携帯電話やスマートフォンは便利ですが、一方で、様々なトラブルが発生しており、特に、携帯デビューや一人暮らしの増えるこの時期には、次のようなトラブルの相談がアイネスに多く寄せられています。

【事例1】無料サイトの「ワンクリック請求」

- ・「無料」アダルトサイトで「20歳以上」をクリックしたら、いきなり9万円の請求
  - ・占いやゲームから、いつのまにかアダルトや出会い系サイトに誘導され高額の請求
- 《アドバイス》～～「無料」には思わぬ落とし穴が！
- ☆あわてて表示された連絡先に連絡したり、安易に支払わない。
  - ☆市町村や県の消費生活相談窓口にご相談を
  - ☆有害サイトから我が子を守るため、フィルタリングサービスを利用する。

【事例2】「オンラインゲーム」で高額請求

- ・無料と思って携帯電話のゲームサイトを利用したら、携帯電話会社から20万円の請求
  - ・子どもが親の携帯電話やクレジットカードを使い、有料のアイテム購入などで高額請求
- 《アドバイス》～～最初は無料でも、途中からの有料サービス利用で高額に！
- ☆無料と有料の境目に注意し、有料サービス利用時は課金状況を随時確認
  - ☆パスワード等の登録情報を厳重に管理し、むやみに他人に教えない。
  - ☆保護者として、携帯電話などの使用状況や課金状況に注意する。

【事例3】「サクラサイト」で深刻な被害

- ・芸能人を名乗る人物とのメール交換で出会い系サイトを利用し、百万円の請求
  - ・資産家の話し相手を募集するメールから、有料サイトに誘導され高額の請求
- 《アドバイス》～～うまい話や魅力的な誘いには要注意！
- ☆心当たりのない魅力的な誘いや脅しには、絶対に応じない。
  - ☆登録後でも、課金をしつこく勧められるなど不審を感じたら毅然と関係を絶つ。

☆おかしいと感じたら、また、身近な人の異変を感じたら、消費生活相談窓口にご相談を

この他にも様々なインターネットに関するトラブルが寄せられています。

少しでも不審なことがあれば、市町村や県の消費生活相談窓口にご相談下さい。

ご相談は、ご本人からお住まいの地域の相談窓口にご電話いただくのがルールですが、次の番号により、お近くの市町村や県の窓口自動的につながり、市内料金で利用できます。

《消費者ホットライン：0570-064-370》

---

## ■ 【製品危害情報】携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」の自主回収

---

首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」は、成分が肌に触れることで化学熱傷を起こすおそれがあります。

直ちに使用を中止し、事業者にご連絡下さい。

その他の携帯型空間除菌剤でも、場合によっては化学熱傷を起こす可能性があります。

- ・ 肌に直接触れるような使用は行わない。
- ・ 就寝時は必ず外す。 ・ 乳児は使用をしない。 など注意して下さい。

★消費者庁資料：[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130329kouhyou\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130329kouhyou_2.pdf)

★事業者HP：<http://www.printing-daitoku.co.jp/>

---

## ■ 中央省庁からの新着情報

各府省等ホームページの情報から、消費生活にかかわる最新情報をお知らせします。

★国民生活センターHP：[http://www.kokusen.go.jp/g\\_link/gyosei.html](http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html)

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/>

---

【消費生活に関するご相談は・・・】

### ☆市町村の消費生活相談窓口

\*国東市では3月29日に、別府市は4月1日に消費生活センターが新たにスタート！

○国東市消費生活センター 電話番号：0978-72-5168

○別府市消費生活センター 電話番号：0977-21-1881

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

- ・相談電話：097-534-0999
- ◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）
- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、  
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）  
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）  
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684  
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>  
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp  
=====